

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消請求上告事件
国側当事者・国

平成22年2月16日棄却・確定

(第一審・神戸地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年11月13日判決、本資料258号-215・順号11073)

(控訴審・大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年9月25日判決、本資料259号-163・順号11276)

決 定

上告人	株式会社A
同代表者代表取締役	乙
同訴訟代理人弁護士	堺 充廣ほか
被上告人	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
同指定代理人	宗野 有美子

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成22年2月16日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	藤田 宙靖
裁判官	堀籠 幸男
裁判官	那須 弘平
裁判官	田原 睦夫
裁判官	近藤 崇晴